

川西市条例公開条例の整備について

－ 答 申 －

令和4年11月

川西市情報公開審査会

答 申 に あ た っ て

川西市情報公開審査会は、令和4年11月7日、川西市長から「川西市情報公開条例の整備について」の諮問を受けました。

川西市では、情報公開制度の運用に当たっては、平成4年10月1日に川西市公文書公開条例を施行し、その後、平成13年4月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が施行されたことに伴い、平成15年4月に川西市情報公開条例を施行し、現在までその適切な運用に努めているところです。

このたびの諮問は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことにより、川西市が令和5年度以降の個人情報保護制度を整備するに当たって、個人情報の開示請求に係る手数料及び個人情報保護審査会の在り方を見直したことにより、情報公開制度においても個人情報保護制度との整合性を図る必要が生じたもので、当審査会では、川西市情報公開条例第18条第2項に基づき、これらの見直しの趣旨等を踏まえながら、答申をまとめました。

今後、川西市においては、この答申に基づき川西市情報公開条例を改正し、情報公開制度の一層の充実に向けて取り組まれ、市政の公正かつ適正な運営に努められることを期待いたします。

令和4年11月24日

川西市情報公開審査会
会 長 水 鳥 能 伸

I 改正内容の検討

1 手数料

手数料について、現行条例による制度では、公開する公文書1件につき300円とし、写しの交付を行う場合は写し1枚につき10円を、公開する際に徴収している。

個人情報保護制度における昨今のICT化、オープンデータ化の情勢を鑑みると、自己情報開示請求において受益者負担の考え方はなじまないものであり、情報公開制度においてもデジタル化による公文書の検索性の向上、行政執行の透明化の推進、個人情報保護制度との整合性の確保の観点から同様に扱うことが望ましいとの市の考えに異議はなく、実費相当分の手数料のみ徴収することとし、1件につき300円としていた部分については徴収しないこととすることが適当である。

2 審査会等の統合

現在、個人情報保護制度においても本審査会と同様の役割を担うべく、個人情報保護審査会が設置されているが、改正後の個人情報保護法でも引き続き、行政不服審査法上の審査会として設置できるものとされている。

一方、個人情報保護審議会については、現在諮問している個別の事案に対する類型的な事項が諮問できなくなるなど、改正後の個人情報保護法においてその役割が現行よりも制限される。

情報公開制度と個人情報保護制度は、両輪として制度運用されており、これらを包括的に一体化することで、より効果的な組織運営が見込まれる。

以上を踏まえると、これらの附属機関を統合することでより効果的な組織運営を行っていくという市の考え方に異議はなく、これらの附属機関を統合した「川西市情報公開・個人情報保護審査会」を設置することが適当である。

II 審議結果

以上のとおり検討した結果、当審査会は、「川西市情報公開条例の整備について」を適当なものと認める。

Ⅲ 資料

委員名簿

(五十音順)

氏 名	職・役職等	備 考
井 上 界	学識経験者	
坂 井 希 千 与	学識経験者	副会長
平 山 幹 子	学識経験者	
水 鳥 能 伸	学識経験者	会長
吉 川 正 史	学識経験者	